

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人阪大微生物病研究会の定款第16条(2)及び第31条により、役員報酬について定めたものである。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、定款第22条による役員に適用する。

(役員報酬の定義)

第3条 この規程における役員報酬とは、役員としての業務の対価として支払うものを言う。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、基本報酬(本給)及び期末手当とする。

2) 基本報酬は、社会水準、当会職員の給与水準等を考慮する。

3) 基本報酬は別表のとおりとする。

4) 期末手当は、職員の期末手当の支給水準を基準とし、事業内容により減額又は支給しない場合がある。

(補足)

第5条 本規程に定めるものの他必要な事項は、評議員会の決議を経なければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は評議員会の決議を経なければならない。

(付則)

第7条 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

平成19年1月22日一部改定。

平成22年4月1日一般法人移行に伴う変更

別 表

	基本報酬限度額（月額）
理 事 長	9 0万円～ 1 2 0万円
常務理事	7 0万円～ 1 0 0万円
監 事（常勤）	5 0万円～ 8 0万円